

○総務省告示第二百十二号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第十四条第一項に規定する指定調査機関を次のように指定したので、同法第十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十年四月十日

総務大臣 増田 寛也

- 一 名称 財団法人日本適合性認定協会
- 二 住所 東京都品川区東五反田一丁目二十二番一号
- 三 調査の業務を行う事務所の所在地 東京都品川区東五反田一丁目二十二番一号
- 四 指定調査機関が行う調査の範囲 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する調査の全部
- 五 指定調査機関が行う調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第二条第八号に係る国外適合性評価事業